職場の健康保険に入ったとき、 やめたときは国民健康保険の届出を!

就職などにより職場の健康保険に入ったときや、その被扶養者になったとき、または、職場の健 康保険をやめて国民健康保険(国保)に入るときは、届出が必要です。

届出が遅れると、国保税が課税されたままになったり、職場の健康保険の資格を喪失した日まで 遡って課税されたりしますので、以下のものをお持ちのうえ手続きをお願いします。

▶届出に必要なもの

職場の健康保険に入ったとき	職場の健康保険をやめて、国保に入るとき	
·国民健康保険被保険者証	・職場の健康保険をやめた証明書	
·職場の健康保険証	(資格喪失証明書、退職証明書など)	

- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- ・マイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード、個人番号通知カードなど)

▶問い合わせ先=住民課 国保年金係 ☎ 56 9134

産前産後期間の国民年金保険料が免除となります

国民年金第1号被保険者が出産をされた際、年金事務所または町に届出をすると国民年金保険 料が一定期間免除されます。

▶対象となる方

次の条件を満たす方

- ・国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満の自営業者・農業者とその家族、学生、無職の 人など)
- ・出産予定日または出産日が平成31年2月1日以降の方

▶免除期間

- ・単胎の方: 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間
- ・多胎の方: 出産予定日または出産日が属する月の3か月前から最大6か月間

▶届出期間

出産予定日の6か月前から届出が可能です。なお、出産後の届出はいつでも可能です。

▶必要なもの

- ・基礎年金番号のわかるものまたは、マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカード、個人番号 通知カードなど)
- ・出産予定日または出産日のわかるもの(母子健康手帳など)。
 - ※出産後に申請する場合は、町で出産日の確認ができれば不要です。

▶問い合わせ先=宇都宮市西年金事務所 ☎028(622)4281 住民課 国保年金係 **25** 56 9 1 3 4

国民年金保険料の学生納付特例について

学生の方で国民年金保険料の納付が困難な場合、学生納付特例の申請をして承認を受けること により、在学中の保険料の納付猶予を受けることができます。猶予された保険料は、社会人になっ てから納付することができます。

▶対象となる方

以下2つの条件を満たす方

- ①日本国内にある大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校 及び各種学校(修業年限が1年以上の課程)、一部の海外大学の日本分校に在学している方
- ②申請者本人の前年度の所得が128万円+扶養親族の数×38万円+社会保険料控除等以下 の方
- ※学生納付特例制度の対象となる学校は、日本年金機構のホームページをご確認いただくか年金 事務所にお問い合わせください。

▶申請に必要なもの

- ・基礎年金番号のわかるものまたは、マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカード、個人番号 通知カードなど)
- ・在学期間がわかる学生証(写し)または在学証明書(原本)

▶申請先

住民課国保年金係または年金事務所

▶「学生納付特例」と「未納」の違い

	老齢基礎年金		障害·遺族基礎年金
	受給資格	年金額への反映	受給資格
学生納付特例	0	×	0
未納	×	×	×

- ※猶予された保険料は10年以内であれば追納(後払い)することができます。
- ※未納の場合は、納付期限から2年間を過ぎると納付することができません。

▶問い合わせ先=宇都宮市西年金事務所 **2**028 (622) 4281 住民課 国保年金係 **2** 56 9 1 3 4



うちの子「結婚」しないのかしら?

独身のお子様の結婚相談承ります



お子様の結婚に関するお悩み、 プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談下さい **Q**0285-37-9821

結婚相談所 ムスベル

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設の臨時休館または、イベントの中止や内容を変更することがありますのでご理解願います。